

令和8年度		会計	歳出	第	款	項	目	節	費
受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 総務課 施設担当	ふりがな	ぱばなおき	担当者名	馬場 直樹		
	—			電 話	045-787-2926				

## 設 計 書

1 委 託 名 横浜市立大学附属病院他3箇所で使用する電力 約27,042,864 キロワットアワーの供給

2 履 行 場 所 横浜市金沢区福浦三丁目9番地

3 履 行 期 間 ■ 期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

又 は 期 限  期限 年 月 日 まで

4 契 約 区 分  確定契約 ■ 概算契約

5 そ の 他 特 約 事 項

6 現 場 説 明 ■ 不要

要 ( 月 日 時 分 場所 )

7 委 託 概 要 附属病院ほか3箇所で使用する電気を特別高圧で供給を受けるものです。

金額抜き

部分払い

しない・する(12回以内)

部分払いの基準

業務内容	履行予定期	数量	単位	単価	金額
特別高圧の電気の購入	4	1	式		
"	5	1	式		
"	6	1	式		
"	7	1	式		
"	8	1	式		
"	9	1	式		
"	10	1	式		
"	11	1	式		
"	12	1	式		
"	1	1	式		
"	2	1	式		
"	3	1	式		
小計					
(内税)					
合計					

金額  
(概算金額)

¥	億	千	百	拾	万				
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

円也

令和8年度内訳書

月別	基本料金							電力量料金												自家発補給電力料金					総計	本体金額	消費税相当額						
	常時電力				予備電力			計	ピーク時間			昼間時間						夜間時間			発電燃料費等の変動による調整額 (燃料費調整額)	計	(不使用の場合の基本料金)										
	夏季		夏季		その他季																												
	契約電力 (kW) a	単価 (円/kW) b	係数 c	計 (円) d=a×b×c	契約電力 (kW) e	単価 (円/kW) f	計 (円) g=e×f		使用電力量 (kWh) i	単価 (円/kWh) j	計 (円) k=i×j	使用電力量 (kWh) l	単価 (円/kWh) m	計 (円) n=l×m	使用電力量 (kWh) o	単価 (円/kWh) p	計 (円) q=o×p	使用電力量 (kWh) r	単価 (円/kWh) s	計 (円) t=r×s	総使用電力量 (kWh) u=i+l+o+r	単価 (円/kWh) v	計 (円) w=u×v	発電燃料費等の変動による調整額 (燃料費調整額)		計	契約電力 (kW) y	料金単価 (円/kW) z	係数1 aa	係数2 ab	計 (円) ac=y×z×aa×ab	(円) ad=h+x+ac	(円) ae=ad×(100/110)
4月	5,400			5,400								995,232						989,304				1,984,536						700					
5月	5,400			5,400								916,752						1,094,112				2,010,864						700					
6月	5,400			5,400								1,259,112						1,092,768				2,351,880						700					
7月	5,400			5,400					352,968			1,137,072						1,303,704				2,793,744						700					
8月	5,400			5,400					341,544			1,094,664						1,375,632				2,811,840						700					
9月	5,400			5,400					313,896			1,007,976						1,262,424				2,584,296						700					
10月	5,400			5,400								1,119,888						1,014,984				2,134,872						700					
11月	5,400			5,400								949,128						970,560				1,919,688						700					
12月	5,400			5,400								1,047,864						1,131,528				2,179,392						700					
1月	5,400			5,400								1,017,984						1,145,544				2,163,528						700					
2月	5,400			5,400								971,424						989,976				1,961,400						700					
3月	5,400			5,400								1,067,040						1,079,784				2,146,824						700					
年計									1,008,408			3,239,712						9,344,424				13,450,320						27,042,864					

- ※ 自家発補給電力は年間を通して使用しないものとして算定しています。
- ※ 燃料調整費について、入札時の積算は0.00(円/kw)としますが実勢単価で精算をします。
- ※ 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。
- ※ 入札時の積算は力率100%で計算をしますが清算は実力率で行います。
- ※ 金額は消費税込(内税)とします。

# 電力供給契約仕様書

横浜市立大学附属病院ほか3箇所で使用する  
電気約 27,042,864 キロワットアワーの供給

令和 8 年度

## 1 概要

### (1) 需要場所

横浜市立大学附属病院

横浜市金沢区福浦三丁目9番地

### (2) 用途

病院および医学部(医学科、看護学科、オープンイノベーションラボ)、  
先端医科学研究センター

## 2 仕様

### (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式、コンデンサおよび非常用自家発電設備の有無

ア	供給電気方式	交流3相3線式
イ	供給電圧(標準電圧)	60,000 ボルト
ウ	計量電圧(標準電圧)	60,000 ボルト
エ	標準周波数	50 ヘルツ
オ	電気方式	2回線受電(本線・予備線)
カ	コンデンサ	自動力率制御方式100キロボルトアンペア×12台
キ	非常用自家発電設備	1,250キロボルトアンペア×2台 750キロボルトアンペア×1台
ク	常用発電設備	コージェネ 700キロボルトアンペア×1台

### (2) 契約電力および予定使用電力量

ア 契約電力常時電力 5,400 キロワット

予備電力 5,400 キロワット

自家発補給電力 700 キロワット

契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。

予備電力とは、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から予備電線路により常時供給電圧と同位の電圧で供給するものとする。

自家発補給電力とは、発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受けるものとする。

イ 予定使用電力量 27,042,864 キロワット時

(月別・時間帯別の予定使用電力は、別紙のとおり。)

ウ 力率 自動力率調整装置により、98パーセント以上を保持する予定。

(3) 履行期間

令和 8 年 4月1日(午前0時)から 令和 9 年3月31日(午後12時)まで

(4) 電力量等の検針

ア 自動検針装置 あり  
イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針  
ウ 計量器の構成 富士 電力需給用複合計器(通信機能付精密級)  
型式 FPL1-K19R  
交流3相3線式、110ボルト、5アンペア、50ヘルツ  
計器定数 1,000パルス/キロワット秒、  
1,000パルス/キロバール秒  
パルス定数 50,000パルス/キロワット秒(パルス記号 SV)

(5) 需給地点

需要場所構内引込口に発注者が設置した断路器電源側終端接続端子と東京電力パワーグリッド株式会社が施設した終端接続部接続端子との接続点

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。たたし計量器等は東京電力パワーグリッド株式会社の所有とする。

(8) その他

フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与える様な負荷設備は特に有していない。

3 その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、「電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年6月11日成立)」の施工後において、当該地域を管轄する「旧一般電気事業者」に相当する者が定める「特定規模需要の標準(託送)供給条件」に相当する条件による。
- (2) 入札価格の算定にあたっては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考量しないこと。
- (3) 燃料費調整(市場調整分を含む)及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は、契約金とあわせて請求により支払うこととする。
- (4) 燃料費調整(市場調整分を含む)は、東京電力エナジーパートナー株式会社のベーシックプランにおける最新の調整単価に使用分を乗じた金額を上限とし、上限を超える場合は別途協議とする。最新の調整単価がマイナスの場合は、契約金から差し引くこととする。また、国による電気料金の緩和措置等を適用している場合は、国が定める基準額に応じた額を差し引いて請求することとする。